

第106回米子市農業委員会農地部会議事録 (概要)

招集年月日 平成26年1月9日(木)

招集場所 米子市役所 402会議室

開 会 午後1時30分

出席委員  
1番 伊塚 定弘委員      2番 石橋 明広委員      3番 田邊 雄一委員      4番 大縄 敬次委員  
5番 松原 幹人委員      6番 松林 貢委員      7番 佐々木知俊委員      8番 山中 春夫委員  
9番 木澤 純一委員      10番 船岡 市秋委員      11番 安田 浩委員      12番 唐来 新市委員  
13番 安達 卓是委員      14番 精山 悦子委員      15番 高田 衛委員      16番 高西 史郎委員  
17番 吉澤 一誠委員(部会長)

欠席委員 なし

傍聴人 2人

事務局 仲田会長 田村事務局長 大許事務局長補佐 宅和主幹 長谷川主任

日 程 1 農地法各条申請地現地調査

2 部会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議事

(1) 農地法各条申請審議等

ア 第34号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について

イ 第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

ウ 第33号 米子市農用地利用集積計画の決定について

5 報告事項

(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について

- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 県農業会議員の事務報告
- (8) その他

開 会 午後1時30分

(農地法各条申請地現地調査)

議長 (吉澤委員)

それでは、第106回農地部会を開きます。新年明けましておめでとうございます。今年もどうぞよろしく願いいたします。

最初に、会長より挨拶をいただきます。

仲田会長

(挨拶)

議長 (吉澤委員)

今日は、2名の方が傍聴に見えておられますので、紹介しておきます。

そうしますと、最初に、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 (吉澤委員)

それでは、議席番号11番の安田委員と、議席番号12番の唐来委員にお願いしたいと思います。

本日の欠席はございません。

それでは、審議に入ります。はじめに、3ページの議案第34号をお願いいたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

4ページ、番号38の淀江町西尾原について、事務局から説明をお願いします。

事務局（長谷川主任）

失礼いたします。

番号38の淀江町西尾原について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲受人が規模拡大のため、農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は97aとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします

議長（吉澤委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

12番（唐来委員）

先ほど、事務局から説明がありましたように、譲受人が、規模拡大のため、売買で農地703㎡を取得しようとするものです。

許可要件については、特に問題ないと思われますので、よろしく申し上げます。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号39と40の別所について、関連しますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局（長谷川主任）

失礼いたします。

番号39番と40番の別所について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲受人が贈与によって、農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は55aとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（吉澤委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

15番（高田委員）

そうしますと、39番と40番について説明したいと思います。ただ今、事務局のほうより詳しく説明がありましたので、委員のほうからは、特に問題はありませんので許可については、よろしくお願したいと思います。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号41の淀江町小波について、審議に入りたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第24条2項に基づき、この案件の当事者である高西委員の退席を求めます。

（高西委員退席）

議長（吉澤委員）

そうしますと番号41の小波について、事務局から説明をお願いします。

事務局（長谷川主任）

失礼いたします。

番号41番の淀江町小波について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲受人が贈与によって農地を取得しよ

うとするものです。取得後の経営面積は104aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（吉澤委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

12番（唐来委員）

さきほど、事務局から説明がありましたとおりです。それで、この贈与ですが、跡取りがおられず家が絶えてしまひまして、そのままになっておりました。集落の方で管理はしておられたのですが、相続して手続きすれば費用も掛かるし、淀江におられなくて葭津のほうにおられまして、そういう諸々のことがありまして、あげたいという話が出てきたものです。最初は売買ということも考えられたのですが、集落の方に聞きましたが買い手がありませんで、手続きに費用が掛かるし、手続きもしてもらえらるのなら贈与でいいですということになったと聞いております。そういうことで、贈与で農地410㎡を取得するものですが、許可要件については、特に問題ないと思われまますので、よろしくお願ひいたします。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

審議を終了しましたので、高西委員の着席を求めます。

（高西委員着席）

議長（吉澤委員）

続きまして、番号42の彦名町について、事務局から説明をお願いします。

事務局（長谷川主任）

失礼いたします。

番号42の彦名町について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は譲受人が規模拡大のため農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は90aとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします

議長（吉澤委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

11番（安田委員）

現地に行ってみましたが、自分の農地に入る道がなく、入り口のほうが将来宅地化になるもので、地主のほうから話があって、売買で農地を取得するものです。許可要件については、特に問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号43の尾高について、事務局より説明をお願いします。

事務局（長谷川主任）

失礼いたします。

番号43の尾高について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、農業生産法人おだか農園株式会社が規模拡大のため、農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は76aとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします

議長（吉澤委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

10 番（船岡委員）

4 3 番ですが、譲受人が農業生産法人おだか農園、売買により農地 1,543 m<sup>2</sup>を取得するものです。許可要件については、特に問題ございませんので、よろしくお願ひします。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

16 番（高西委員）

ちょっと聞いてみますけど。最近では農地で1反当たり550万から上は出てなかったが、だいたい尾高のどの辺ですか。

10 番（船岡委員）

はい。前回は農地を見ていただいておりますが、その隣で柿畑なんです。

議長（吉澤委員）

この件について、何かありますでしょうか。

（なしの声あり）

議長（吉澤委員）

それでは、特になさるので、許可と決定いたします。

議長（吉澤委員）

続きまして、5ページ、議案第35号をお願いいたします。農地法施行令第15条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、農地法施行令第15条第2項において準用する、第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

6ページ、番号51の尾高について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

10 番（船岡委員）

51番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、今日見ていただきました尾高の畑で面積は 222 m<sup>2</sup>です。実行組合の排水同意、隣接耕作者の同意もあります。水道管、下水管が埋設されている道路の沿道の区域で 500m以内に 2 つ以上の病院がある農地であるため、第三種農地に該当すると思われます。

転用については、問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。

議長（吉澤委員）

ただ今、地元委員さんの説明がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号 5 2 の上福原について、私が地元委員として説明しますので、議長を交代します。

（ 議 長 交 代 ・ ・ 部会長から伊塚職務代理へ ）

議長（伊塚委員）

そうしますと、番号 5 2 の上福原について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

17 番（吉澤委員）

5 2 番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、今日はあいにくの天気で行けなかったですが、現地調査で見ていただきました米子医療センターの北側にあたります上福原の田で、4 筆で面積は 6,311 m<sup>2</sup>です。

申請人は、不足している職員駐車場の確保のために申請したものです。バスの中でも説明をしていただいたので、重複するようですが、現在、職員駐車場として 240 台分が必要ですが、目下のところ借地で約 170 台、院内駐車場で 30 台、残りの 40 台が院内の迷惑にならない通路に止めるが現状だそうです。今、病院の建て替え中で、今後はいろんな整備もされて人員も増やさなければいけないということで、駐車場がますます足りなくなるということです。また、今借りている駐車場が王子製紙の中にあり、色々迷惑を掛けているのではないかと、今回、申請 243 台分の駐車場の整備を計画したものです。事務局で見やすい資料が作ってありますので、見ながら説明をしたいと思ひます。



土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。

ただ、隣接耕作者の同意書については、現地で説明しましたとおり、隣接耕作者2名のうち1名の方からもらえておりません。それは、駐車場の壁を作る際、医療センターさんでは壁をコンクリートのもので計画しておられますが、地権者さんは土留めで斜め45度で法面で作るといふようなことを要望されていて、今の時点では、同意はちょっと待てというふうになっております。それは何故かと言いますと、どうしてもコンクリートの壁があると、機械の取回しに当たったり、気を使ったりしないといけな。あと、駐車場の中に溜まった水が出てきて周囲の田んぼが柔らかくなって、機械の作業がしにくくなるというように心配されてだと伺っております。これにつきましては、図面の別紙1、別紙2を見ていただきまして、駐車場に透水性のアスファルト、最近道路なんかでもよく見られますけど、水がしみこむようなアスファルトを敷いて、いくらかは雨を浸透させて暗渠で用水路に流そうと。一方この両サイドにはU字管で勾配をつけて流すというように、雨水の対応を計画しておられます。それと機械の取回しについては、今ある畦を残されて、畦の内側、駐車場側に用水路をつけて、その奥に壁を作るということで、田んぼから1mも離れたところであれば、通常使うトラクター、コンバインであれば心配ないんじゃないかと思えます。そうは言いますが、予定外のことが起こり得ますので、防除計画の中に書いていただいて、今後何かあったときにはきちんとすると、病院サイドも言うておられますので、営農に支障がないということは確認しておられます。

11 番（安田委員）

ちょっと聞いてみますけど。これは整地して目地は間隔が開かないですから、1mも離れた所であったら、隣接耕作者が、さほど心配することないと思う。

17 番（吉澤委員）

まあ、そういう思いでやっておられると思うのですが、さらに説明して同意を得られるように・・・

16 番（高西委員）

さっきの説明、一口に言えば、隣地の方が同意をされないからと言って、そこの擁壁はやめるわけですか。

17 番（吉澤委員）

いいえ、結果的には擁壁は作ります。

16 番（高西委員）

擁壁を作って、尚かつ境界から擁壁まで1mくらい空いているという訳ですね。

17 番（吉澤委員）

そうですね。田んぼの面までですね。

色々配慮されてのことだと思いますが、それと、あてこしの水路を作らないといけないということがあるものですから。

16 番（高西委員）

そりゃ水路は、あと隣地の人が耕作されるのに必要な用水の確保、これは大事なことのだけど、擁壁をしたら水が流れて隣の田んぼが・・・

17 番（吉澤委員）

ぬかるんでくると。

16 番（高西委員）

うん。かえってそれをせんほうが、田んぼは痛む。

17 番（吉澤委員）

土留めにしたら、土が崩れたり、草が生えたり、また駐車場ですので重量が掛かってきますので、多分こっちのほうが正解じゃないかなと私は思いますけど。

16 番（高西委員）

ただ、委員会としては法に基づいてきちんと守ってもらわないといけないけど、隣地の人もどう言うか、こういうことで同意出来ないということは、具体的理由をもって、そうして第三者が聞いても、それはいけないということでないといけないと思う。

あとは、当事者間で話してもらわないと、こっちがとやかく言うことではないのだから。

17 番（吉澤委員）

今、心配しておられるようなこともだいたい対応してあるのかなと思います。

16 番（高西委員）

色々ある。先月も、個人的感情で絶対に判押してやらんと隣近所と言っているのがあったが、でもそんなものは論外で、何回も言うけども、法的にどうかということをしちゃんと対応しないといけない。

17 番（吉澤委員）

また、農地の区分としては、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内ということで、第一種農地という位置づけにはなっております。ただ既存の施設の拡張ということで、転用については、許可相当ではないかと思われますので、ご審議よろしく願いをいたします。

議長（伊塚委員）

ただ今、番号 5 2 について、地元委員さんの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（伊塚委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

そうしますと、議長を交代いたします。

（議長交代・伊塚職務代理から部会長へ）

議長（吉澤委員）

続きまして、番号 5 3 の河崎について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

8 番（山中委員）

5 3 番の議案について説明します。

申請者は、議案のとおりです。申請地は、河崎の田・畑で面積は 371 m<sup>2</sup>です。まず親子関係ですが、〇〇さんが〇〇さんの長女で、〇〇さんが〇〇さんの長男になります。つまり、〇〇さんは〇〇さんの孫ということになります。〇〇さんはアパート暮らしで、申請人 3 人が別に暮らしていますが、この際一緒に住むということで、〇〇さんの田んぼを譲り受けて、分家住宅として建てたいということです。

土地改良区、隣接耕作者、それから農業委員の同意はとってありますし、駅から 500m 以内ということで、第二種農地ということで問題ないかというふうに思いますので、審議のほうよろしく願いします。

議長（吉澤委員）

ただ今、番号 5 3 について、地元委員さんの説明がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長 (吉澤委員)

そうしますと、異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、7ページ、番号54の尾高について、地元委員さんから説明をお願いします。

10番 (船岡委員)

54番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、尾高の畑で面積は1,927.84㎡です。申請人は、近隣の市街化が進み、将来的に市民の移住が期待されることから、申請地に建売分譲住宅の建築を計画したものです。

実行組合の排水同意、隣接耕作者の同意もあります。住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ha未満のため、第二種農地に該当するものと思われま。

集落に接続する形で住宅を建築するため、転用についてはなんら問題ないと思われましますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長 (吉澤委員)

ただ今、番号54番について、説明がありましたが、ご意見、ご質問等がありますでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 (吉澤委員)

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号55番の尾高について、地元委員さんから説明をお願いします。

10番 (船岡委員)

55番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、尾高の畑で面積は281㎡です。申請人は市内のアパートで生活していますが、手狭になってきたこともあり、父名義の申請地に住宅建築を計画したものです。

自治会の排水同意もあります。水管、下水管が埋設されている道路の沿道の区域で、500m以内に2つ以上の病院、公共施設がある農地であるため、第三種農地に該当すると思われま。

転用については、問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。

議長（吉澤委員）

ただ今、番号55について、地元委員さんの説明がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

56番は、開会前にありましたように取り下げということです。

続きまして、9ページ、議案第36号をお願いいたします。米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めます。16ページに利用集積計画総括表がございます。

審議に入りたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第24条第2項に基づき、この案件の当事者である大縄委員の退席を求めます。

（大縄委員退席）

議長（吉澤委員）

そういたしますと、12ページ、番号1-1から1-4について、事務局説明をお願いいたします。

事務局（大許事務局長補佐）

失礼します。件数ですが、田に関するものが90筆、116,266㎡、畑に関するものが21筆、13,274㎡でございます。

番号1-1は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、262aとなっております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

番号1-2から1-4までは再設定でございます。以上です。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、決定いたします。

番号 1-1 から 1-4 までの審議を終了しましたので、大縄委員の着席を求めます。

（大縄委員着席）

議長（吉澤委員）

それでは、13 ページ、転貸を除く利用権設定各筆明細について、番号 1-5 から番号 1-45 までを一括して審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（大許事務局長補佐）

失礼します。

番号 1-5 から番号 1-6 は、貸人の農業廃止に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、217 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 1-7 から番号 1-8 までは、再設定でございます。

番号 1-9 から番号 1-10 までは、貸人の農業廃止に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、4,905 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 1-11 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、4,905 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 1-12 から番号 1-13 までは、再設定でございます。

番号 1-14 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、306 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 1-15 から番号 1-16 までは、再設定でございます。

番号 1-17 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、467 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 1-18 は、取り下げ が出ております。

番号 1-19 から番号 1-20 までは、再設定でございます。

番号 1-21 は、貸人の農業廃止に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、310 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 1-22 から番号 1-26 までは、再設定でございます。

番号 1-27 は、貸人の農業廃止に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、798 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 1-28 は、貸人の農業廃止に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、359 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 1-29 から番号 1-32 までは、再設定でございます。

番号 1-33 から番号 1-34 は、貸人の農業廃止に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、155 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 1-35 から番号 1-36 までは、再設定でございます。

番号 1-37 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、251 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 1-38 から番号 1-39 までは、再設定でございます。

番号 1-40 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、175a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 1-41 から番号 1-43 までは、再設定でございます。

番号 1-44 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、33a となっております。この方は新規就農の方です。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 1-45 は、経営移譲年金受給のための設定となっており、世帯内の貸借です。経営面積は、176 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上ご審議よろしくお願いたします。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局から番号 1-5 から番号 1-45 までの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、決定といたします。

続きまして、25 ページ、農地保有合理化事業により担い手育成機構が転貸を行う案件を一括審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局（大許事務局長補佐）

失礼します。

25 ページ、番号 1-1 から番号 1-5 は、農地保有合理化事業により担い手育成機構が農地を借り入れるものです。

28 ページ、番号 1-1 から番号 1-2 は借り入れた農地を、すぐに転貸する案件でございます。設定後の経営面積は、番号 1-1 が 475 a、番号 1-2 が 68 a でございます。以上のご審議よろしくをお願いいたします。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、決定といたします。

続きまして、30 ページ、所有権移転各筆明細について審議を行います。番号 1-1 について、事務局より説明をお願いします。

事務局（大許事務局長補佐）

失礼します。

30 ページ、番号 1-1 ですが、規模拡大を希望しておられる譲受人が購入されることとなった案件でございます。取得後の経営面積は 155 a となっております。以上のご審議よろしくをお願いいたします。

議長（吉澤委員）



ただ今、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長 (吉澤委員)

異議がないようですので、決定といたします。

審議事項は以上です。

それでは、続いて報告事項に移ります。

31ページ、(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、番号31から番号33までの3件を受理しております。

続きまして、32ページ、(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、番号64から番号67までの4件を受理しております。

続きまして、33ページ、(3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、番号35から番号43までの9件を受理しています。

続きまして、35ページ、(4) 非農地現況証明について、番号24と番号25の2件を証明しています。

続きまして、36ページ(5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について、3件を鳥取地方法務局 米子市局等に回答をしております。

続きまして、39ページ(6) 農地転用現況確認書交付について、番号61から番号71までの11件を交付しています。

それでは、今日は会長に、県農業会議の事務報告をお願いいたします。

仲田会長

(県農業会議の事務報告)

議長 (吉澤委員)

事務局から連絡事項をお願いいたします。

事務局 (大許事務局長補佐)

(連 絡 事 項)

議長（吉澤委員）

これもちまして、第106回農地部会を終了します。ありがとうございました。

閉 会 午後 4時 20分